

ク ボランティアの育成に関する事業

ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)

コ 社会福祉に関する調査研究等

(3) ~ (6) (略)

3 収益事業

(1) ~ (5) (略)

(削除)

(6) (略)

第2 法人の資産

1 (略)

2 資産の区分
(中略)

(1)・(2) (略)

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産
公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産 (社会福祉施設を営む法人にあっては、社会福

(3) ~ (6) (略)

3 収益事業

(1) ~ (5) (略)

(6) 当該事業を行う上に必要な資産は、社会福祉事業及び公益事業の用に供する資産と明確に分離できるものでなければならず、また、当該事業にかかる借入金は、概ね収益事業用財産の2分の1を超えない範囲内でなければならないこと。

(7) (略)

第2 法人の資産

1 (略)

2 資産の区分
(中略)

(1)・(2) (略)

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産
公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に分離して管理すること。

3 資産の管理

資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会

社施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

4 (略)

第3 法人の組織運営

1～4 (略)

5 法人の組織運営に関する情報開示等

(1) (略)

(2) (前段略)

なお、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公

社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管することとし、その旨を定款に明記すること。

4 (略)

第3 法人の組織運営

1～4 (略)

5 法人の組織運営に関する情報開示等

(1) (略)

(2) (前段略)

なお、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公

表することが適当であること。また、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

6 (略)

第4 (略)

第5 その他

(1) ~ (3) (略)

(4) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。

(5) ~ (9) (略)

別紙2

社会福祉法人定款準則
社会福祉法人〇〇福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 身体障害者療護施設の経営
- (ハ) 知的障害者更生施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営

表することが適当であること。

6 (略)

第4 (略)

第5 その他

(1) ~ (3) (略)

(4) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を弾力的に行うこと。

(5) ~ (9) (略)

別紙2

社会福祉法人定款準則
社会福祉法人〇〇福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム〇〇園の設置経営
- (ロ) 身体障害者療護施設〇〇寮の設置経営
- (ハ) 知的障害者更生施設〇〇園の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業(〇〇園)
- (ロ) 老人介護支援センター〇〇の設置経営

- (ハ) 保育所の経営
- (ニ) 精神障害者授産施設の経営

(備考)

(1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。

(2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。

(3) 市町村社会福祉協議会にあつては、次の例にならって記載すること。

(目的)
第1条 (中略)

(7) 居宅介護等事業の経営

(中略)

(4) (略)

(中略)

第2章 役員及び職員

(役員の定数)
第5条 (略)

- (ハ) 保育所〇〇保育園の設置経営
- (ニ) 精神障害者授産施設〇〇園の設置経営

(備考)

(1) 目的のうち、「自立した生活を地域社会において営むことができるよう」の部分については、児童福祉に関する事業のみ行う法人においては、「心身ともに健やかに育成されるよう」の語句に置き換えること。また、児童福祉に関する事業とそれ以外の事業をともに行う法人においては、上記部分を「心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう」と記載すること。

(2) 施設名に法律上の名称を用いるときは、単に「〇〇母子生活支援施設の設置経営」等と記載すること。

(3) デイサービス事業及び短期入所事業については、「老人デイサービス事業 (〇〇園)」等と記載すること。

(4) 施設を必要としない事業の場合は、「老人居宅介護等事業」など、事業の種別のみを列記すること。

(5) 市町村社会福祉協議会にあつては、次の例にならって記載すること。

(目的)
第1条 (中略)

(7) 居宅介護等事業

(中略)

(6) (略)

(中略)

第2章 役員及び職員

(役員の定数)
第5条 (略)

2～4 (略)

(役員の任期)
第6条 (中略)

(備考)

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」(定款において、役員の任期を2年未満と定めた場合に限る。)という規定を設けた場合でも、原則として任期満了前に次期役員を選任すること。やむを得ず、任期満了前に選任できなかった場合であっても、任期満了後速やかに次期役員を選任しなければならないこと。

(中略)

第3章 資産及び会計

第13条～第17条 (略)

(決算)
第18条 (中略)

(備考)

法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であること。また、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

第19条～第20条 (略)

(臨機の処置)
第21条 (中略)

(備考1)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。
第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

2～4 (略)

(役員の任期)
第6条 (中略)

(備考)

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を設けた場合でも、原則として任期満了前に次期役員を選任すること。やむを得ず、任期満了前に選任できなかった場合であっても、任期満了後速やかに次期役員を選任しなければならないこと。

(中略)

第3章 資産及び会計

第13条～第17条 (略)

(決算)
第18条 (中略)

(備考)

法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であること。

第19条～第20条 (略)

(臨機の処置)
第21条 (中略)

(備考1)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。
第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 〇〇の事業
- (2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 〇〇の設置経営
- (2) 〇〇の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(注) 例えば次に掲げる事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款の変更を行う必要がないこと。なお、定款の変更を行う必要がない公益事業は次に掲げる事業に限られるものではなく、事業の特性に応じて所轄庁が判断するものであること。

ア 救護施設において行う当該施設の退所者等被保護者の自立支援を目的とする事業

イ 高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業

ウ 特別養護老人ホームの経営に付随して行う居宅介護支援事業

エ 障害者（児）の就業・生活支援、療育相談及び訪問入浴サービス等を目的とする事業

オ 身体上の障害があるために公共交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移送用車両を用いて、これらの者を居宅と病院又は診療所との間の送迎等を行うことにより、これらの者の外出時における移動を支援する事業

カ 単身で生活する高齢者等を施設に通わせ、レクリエーション等を行うことにより、これらの者が生きがいを持てるよう支援する事業

(中略)

(備考2)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。
第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 〇〇業
- (2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

第4章・第5章 (略)

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(備考) (略)

(以下 略)

キ 社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して地域住民に対して無料又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業

(中略)

(備考2)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。
第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 〇〇の設置経営
- (2) 〇〇の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。例えば単に物品販売業とせず〇〇書店の設置経営とすること。

第4章・第5章 (略)

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

(備考) (略)

(以下 略)

「社会福祉法人の認可について」－新旧対照表－

(平成12年12月1日 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別 紙 社会福祉法人審査要領</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業 1 (略)</p> <p>2 公益事業</p> <p>次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。</p> <p>(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を営む事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する指定老人訪問看護を行う事業 なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。</p> <p><u>(3) 有料老人ホームを営む事業</u></p>	<p>別 紙 社会福祉法人審査要領</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業 1 (略)</p> <p>2 公益事業</p> <p>次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。</p> <p>(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を営む事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する指定老人訪問看護を行う事業 なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。</p> <p><u>(3) 社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設、保育士養成施設若しくは社会福祉主事養成機関を営む事業、手話通訳者養成・派遣を行う事業（社会福祉法第2条に規定する手話通訳事業又は視聴覚障害者情報提供施設を営む事業に係るものを除く。）又は社会福祉事業従事者に対し研修を行う事業</u></p> <p><u>(4) 有料老人ホーム、老人憩の家等を営む事業又は老人大学校等を営む事業</u></p>

(4) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業

(5) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用するような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

3 収益事業

(1)～(4) (略)

(削除)

第2 法人の資産

(1)～(7) (略)

(8) 社会福祉法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場
合に限られる。

(5) 身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館
等を経営する事業

(6) 企業委託型保育サービス、おもちゃ図書館、心身障害児保養
所等を経営する事業

(7) 精神障害者向け生活施設、共同住居等を経営する事業

(8) 専用の設備を使用して、福祉サービスを必要とする地域住民
に対して無償又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービス
を行う事業

なお、社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して同様の
事業を行う場合は、特に定款上、公益事業として記載しなく
とも差し支えないこと。

(9) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加す
る者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食
堂等の経営する事業

(10) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実
費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使
用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に
対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるもので
あること。

3 収益事業

(1)～(4) (略)

(5) 「当該事業にかかる借入金」には、長期借入金、短期借入金
のほか、買掛金及び未払金が含まれるものであること。

第2 法人の資産

(1)～(7) (略)

(新設)

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 社会福祉法人において、基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

(9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。

(10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。

第3 法人の組織運営

(1) (略)

(2) 次のような者は、「地域の福祉関係者」であること。ただし、監事については、才を除く。

ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健婦、看護婦等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

(3) ～ (6) (略)

第4 (略)

(新設)

(新設)

第3 法人の組織運営

(1) (略)

(2) 次のような者は、「地域の福祉関係者」であること。

ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健婦、看護婦等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

(3) ～ (6) (略)

第4 (略)